

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

株式会社 柿崎工務所

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 4月 1日～2024年 9月30日まで

2. 内容

目標1：男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
男性社員・・・取得率を20%以上にすること

<対策>

- 2021年4月～ 担当課（総務課）より該当者の報告を受け、該当者へ情報提供を行い、取得促進を図る。
- 2023年4月～ 社内報を作成し、育休情報提供や現時点での男性社員の育休取得者数を記載したものを社員に配付し、育休取得の促進を図る。

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 2021年 4月～ 就業規則を各事業所に設置し、閲覧できることを周知。
- 2022年10月～ 対象者には、育児休業給付や再度育休制度の説明をし周知。
- 2023年 4月～ 社内報に育休情報を掲載し、育休取得促進を図る。

目標3：時間外・休日労働の削減のための措置の実施

<対策>

- 2021年4月～ 当社独自の職種を継続し人員を増やし、所定外労働の削減を図る。
- 2024年9月～ 第2・4金曜日をノー残業デーとし、月2回実施する。